# Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

# 1. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

# 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

2. 标定個人情報の人子(	情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)										
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク										
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 他の行政機関等から特定個人情報を含む情報(被保険者資格情報、所得情報等)を入手する際は、必要とされる対象者以外記載できない書類様式で照会等を行う。 3 電子申請時は、サービス検索・電子申請機能画面に個人番号の提出が必要な対象者について表示し、対象者以外の情報の入手を防止する。										
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	必要な情報以外記載できない書類様式とする。 住民がサービス検索・電子申請機能の画面誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必 情報を入力する際に、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を 信してしまうリスクを防止する。										
その他の措置の内容	-										
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている										
リスク2: 不適切な方法で入											
リスクに対する措置の内容	〈介護保険システム、国保・介護・後期 統合収納管理/滞納管理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で、申請書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 紙媒体の申請等情報は、本人等が来庁して提出するか、直接札幌市に郵送するため、中間で詐取・奪取が行われるリスクは低い。 3 それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。 〈団体内統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置〉それぞれのシステムへアクセスできる職員と端末を限定している。 〈サービス検索・電子申請機能における措置〉 1 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子証明を付し、電子申請を受理した市町村等で署名検証を行う。これにより、本人からの情報であることを確認している。 2 サービス検索・電子申請機能の画面の誘導で住民に何の手続を探して電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしてもらい、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく適切に電子申請してもらえるよう措置を講じている。 〈システム外の措置〉窓口等で個人番号の提示を受けるときは、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。										
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている										
リスク3: 入手した特定個人情											
入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。他の地方公共団体等からは、当該地方公共団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信する際には、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付す。また、個人番号付電子申請データを受領した市町村等は署名検証(有効性確認、改ざん検知)等を実施する。これにより本人確認を行う。										
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・ 生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。										
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	1 職員が収集した情報に基づいて、不正確な情報があれば修正している。 2 サービス検索・電子申請機能へ不正確な個人番号が入力されたときに検出する機能がある(チェックデジット)。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記する機能がある。これにより、不正確な個人番号の入力を抑止している。										
その他の措置の内容	-										
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている										

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	〈介護保険システム、国保・介護・後期 統合収納管理/滞納管理システム及び高齢・障がい福祉システムにおける措置> 1 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 2 委託先との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。 3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。 〈団体内統合宛名システムにおける措置〉 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 〈住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置〉 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。 〈サービス検索・電子申請機能における措置〉サービス検索・電子申請機能における措置〉サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間はLGWAN(※)、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部への漏えい等が起こらないようにしている。 (※)LGWAN…地方自治体のコンピュータネットワークを相互に接続した広域ネットワーク。インターネットからは切り離されている。
リスクへの対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている
性学用し桂起の3年/桂起相	供さい  ローカンフェノを通じた1手を除く)にかけてその他のリフク及びそのリフクに対すて供害

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置											
_											
3. 特	3. 特定個人情報の使用										
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク										
1 介護保険業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用る部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 介護保険業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される仕組みになっている。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される仕組みになっている。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定れる仕組みになっている。											
	で使用するその他のシにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバー)との連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲 に限定される仕組みになっている。									
その他	也の措置の内容	-									
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている									
リスク	2: 権限のない者(元職	銭員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク									
ューサ	<b>デ認証の管理</b>	<選択肢>   行っている   1)行っている 2)行っていない									
	具体的な管理方法	1 システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。 2 サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する職員を限定し、個人ごとのユーザIDを割り当て、IDとパスワードによる認証を行う。 3 なりすましによる不正を防止する観点から共用のIDは利用しない。									
アクセ 管理	ス権限の発効・失効の	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない									
	具体的な管理方法	1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理している。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「II. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)から情報システム部門に対して申請を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。									
アクセ	ス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない									
	具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。									

特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない							
具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録 している。							
その他の措置の内容	<ul><li>1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないよう情報システム部門で管理している。</li><li>2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門で制御している。</li><li>3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。また、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。</li></ul>							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク3: 従業者が事務外で	使用するリスク							
リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。 2 システム操作記録を取得していることを周知し、事務外で使用しないように注意喚起している。 3 会計年度任用職員等には、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をさせる。 4 住民が行った電子申請のデータ等へアクセスできる端末を制限する。 5 業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。 6 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク4: 特定個人情報ファイ	イルが不正に複製されるリスク							
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。 3 住民が行った電子申請のデータ等へは、アクセス権限の設定により特定の職員のみがアクセスできるようシステムで管理する。 4 外部媒体へのデータのコピーを禁じている。仮にコピーしようとしたとしても、外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録した外部記憶媒体以外は書き込みができない。 5 業務上やむを得ず外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は事前に登録した USB メモリ等のみを使用する。 6 外部記憶媒体内のデータは暗号化する。							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置								
〈リスク:事務に関係のない者にのぞき見等されるリスク〉								

- 〈リスク:事務に関係のない者にのぞき見等されるリスク〉 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。

## 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク

委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク

ı	T 3 4 1	いっぽうのフハフ	
	情報係	エ : 信 : 守 +田 / 木 士   / ハ / 従 : ?)	札幌市が規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているかあらかじめ確認して委託契約を 締結している。
特定個人情報ファイルの閲 覧者・更新者の制限			[ 制限している ] <選択肢> 1)制限している 2)制限していない
		具体的な制限方法	①特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 ②電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 ③サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。 ④端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。
	特定値扱いの	国人情報ファイルの取 記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
		具体的な方法	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。

特定值	固人情報の提供ルール	[	定めている	]		尺肢> めている		2) 定めていない	
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	る。 (確認方) この特記 させてい	去) 事項の中で、第三					事項」を遵守するよう定めて 守内容について定期的に幸	
	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	る。 (確認方) この特記	去)	見市の指定	する手段で こ報告させ	ご特定個人情 ている。		事項」を遵守するよう定めて しや確認を行うことを規定!	
特定值	固人情報の消去ルール	[	定めている	]	<選打 1) 定	尺肢> めている		2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	る。 (確認方)	去) 事項の中で、札帳		固人情報等	の取扱いに		事項」を遵守するよう定めて とした書面で報告することを	
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	Е	定めている	]		尺肢> めている		2) 定めていない	
	規定の内容	り12345678以秘事特再漏委特従下密業定委に手に乗る	の事項を規定して	いる。 人情報の禁 た場合情報の で の報 の報 の報 の報 の報 の報	持ち出しの 止 委託先の責 の返却又じ り明確化 内容の遵守	禁止 任 は廃棄 守状況につし	いての報告	項」を遵守するよう定めてお	お
	托先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	Г	十分に行っている	5 ]	1)特	尺肢> に力を入れっ 分に行ってし	て行っている いない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	る。この特 は、再委 諾するこ。	詩記事項の中で、 託先が札幌市の規 とと規定している。	再委託する 規定する特	ときは必ず 定個人情報	が札幌市の記 報取扱安全領	午諾を得るこ。 管理基準に通	事項」を遵守するよう定めて とと規定している。その際に 適合しているか予め確認して こ報告させている。	_
その作	也の措置の内容	_							
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	1) 特	R肢> に力を入れる 題が残される	ている ている	2) 十分である	
特定任	固人情報ファイルの取扱	いの委託	におけるその他の	リスク及び	「そのリスク	アに対する措	置 ————————————————————————————————————		
_ 44		- /====================================			- 1 -k VE 10-				
	定個人情報の提供・移転			ノークシスト	アムを通し	に提供を除く	)	[ ]提供・移転しな	ι,
	'1: 不正な提供・移転か  固人情報の提供・移転	רווים	記録を残している	5 1	く選打	尺肢>			
の記録		L	正球でなしている	נ ע	1) 記	録を残してい	<b>^る</b>	2) 記録を残していない	
	   具体的な方法 	特定個人	情報の提供・移転	気の実行記	!録をシスラ	-ムに保管す	·る。		
		[	定めている	]	<選打 1)定	R肢> めている		2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	範囲に限 (確認方)	定する。					関係法令で定められた必	要な

その他の措置の内容	1 「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供	共・移転が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの 事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。  2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(含 する措置	を託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対
-	
6. 情報提供ネットワークシ	マステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本 市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われないように備えている。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク								
	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本 市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。							
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。							
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク							
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク							
リスクに対する措置の内容	く札幌市における措置>情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報のみを入手するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果を、一定期間経過後に自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ぐ中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークラシを利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはない。							
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている							

リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク								
	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情 報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。								
マ中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるチェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自じ成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可能報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらのより、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 機微情報(DV支援対象者情報等)については自動応答を行わないように自動応答不可フラク定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定信報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録にめ、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。									
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク								
	く札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。								
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバー・ソフトウェアにおける措置〉 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン 連携を抑止する仕組みになっている。								
), () (e)	く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと地方公共団体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方公共団体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保								
	している。 3 中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が、特定個人情報にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。								
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								
リスク7: 誤った情報を提供し	してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク								
	<ul> <li>く札幌市における措置&gt;</li> <li>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</li> <li>① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。</li> <li>② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。</li> <li>③ システムによる入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。</li> <li>2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</li> <li>① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得る必要がある。また、情報連携が認められた相手システムとしか連携されない仕組みになっている。</li> <li>② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。</li> </ul>								
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。								
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている								

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他のリスク①: 不正なアクセスがなされるリスク

< 札幌市における措置>

情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報 提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不 適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。

その他のリスク②:情報提供用符号が不正に用いられるリスク

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。

その他のリスク③:通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク

<札幌市における措置>

情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- 1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。
- 2 中間サーバーと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。
- 3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。

その他のリスク④:情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク

〈中間サーバー・プラットフォームにおける措置〉

- 1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。
- 2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

### 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

こいる ない
こいる
こいる
こいる
いる
7

### <札幌市における措置>

- 1 サーバー室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。
- 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。
- 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。
- 4 LGWAN接続端末の操作場所へは、管理者である課長の許可を受けないと入室できない。また、業務時間外は執務室施錠などの物理的対策を講じている。
- 5 外部記憶媒体については、限定された USB メモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

#### 具体的な対策の内容

- 1 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。
- 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよ う、警備員などにより確認している。

#### <ガバメントクラウドにおける措置>

①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。

②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

⑥技術的対策		[	十分	に行っ	っている	]	へ選択版/ 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って	て行っている		2) 十分に行っ	ている
	具体的な対策の内容	1新新ス2機3ク く1ワと2を34録ネ5業6通サし く①②準じをテを③時④行⑤ウ⑥さ⑦へコ種のキ本器サ等 中中一も中行導中ない中者中信一な ガ国地((())いて行う間で、地工がれ地の	のもで市を一の「間間なに間な入間なり間及間をバッ」バ及方式であってうっちアバミ方接不のか市を一の「間間ない間ないでは、これでは、これでは、アンスのは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスの リー・カー・ てーラクークー号プロートク共版が下々 事講事 共つトネ団のは月週報を終を ババ的グバーババウ環バウバでう紛 うう団ごが同か 業じ業 団バケネ団のは月週報を終を ババ的グバーババウ環バウバでう紛 ううせごが同か 業じ業 団バケネ団の	・ウコ目1セ8家用 ・ーカター るード境ードーすッを ラド本令ンじて 者る者 本、ラト本ハイラる回キは電い プラつ解し Sラナキのサとこフ使 ド事が和ケリス は。は が必ドワやに	ルムの、コワチた、ラプラ包をプラー幕デー団とオ用、に業委47よパ、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	るまるす」と言い「ム)護いムーエムが、に皆にを業等の置者でで管ケカップ、ファスキ情るメリた株のあれ地をいたです。で、アは、保、保がいのでは、アカルの地の理ラウンウンでは、現の大の大の大の大の大の大の大の おいかい はいかい はいかい おいかい おいかい おいかい おいかい おいかい	は、びいに飲まと 昔M) い府管 れてのいて利 に対しています。 とするとも かい府管 れてのいて利 に対しています。 と	まント フ LG属 タア ト この設 精制 ハー・暗 いテ集見・と イ 策 用行権 助双フド ク M等 ルセ 導 キめし、、諸体・を化 約のいるサンに 脅 ア でいれ 理 Vが ス制 し リセイ 申じごプ号す 等がう。ガーモ 威 を 輔 る 運ウはか に PD記 や限 ウ テキタ サ。にう化こ などにバスタ 対 導 オ 環 佣 イボウ に PD記 や限 ウ テキタ サ。にう化こ などにバスタ 対 導 オ 環 佣	足ざ 系 (こ ・・・・) イ ハリー・一 通トしと ・・っン規メリリ し 入 は 竟 呆期う る 仮ら ・キみ ル ッテネ・バ 信フたて ・てト定トよン 孝 、 " 、 サーム サージ・ログ アイ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	付ブ 順 プン検 ス チィット ・・ ミートデー・トラオクリグ 虜 パ 鼻 イ 点更の 等 ラよ が知 パ を評と プ をム、タ を イラ な知 タ 適価は ラ 分のイ移 ・・ のるラネ行 検 ー し タ かしァ 整 べし のび ン す度り ト 離移夕行 ・・ 利り運りと や フ い ネ ガロイ 備 ・	能のる さる 成队 イ がさ 一 と際でう こうぎアこうち ル S と いなウ と ト。 から此 ル MAT ム とはト。 す以補ケロ 策 更 ご 切 ラりル も ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7/10	クアップ	[	十分	こ行っ	っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)十分に行って	いない		2) 十分に行っ	ている
⑧事 問知	女発生時手順の策定・	[	十分	に行っ	っている	]	く選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って	ιて行っている こいない		2) 十分に行っ	ている
機関に	53年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[	発生なし	,	]		<選択肢> 1) 発生あり		2) {	発生なし	
	その内容	-									
	再発防止策の内容	-					/				
⑩死者	ちの個人番号	[			こいる	]	<選択肢> 1) 保管している			呆管していない	
	具体的な保管方法	ファイ		いプ			D特定個人情報と 対策」において示				
その他	也の措置の内容	_									
リスク	への対策は十分か	[	+	·分で	ある	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	いている いている	2) -	十分である	

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク								
リスク	に対する措置の内容	で確認する 取得し	る体制をとっている た電子申請データ	は紙に印刷	するまで、LGWAN接続端末 と生した場合は古い情報で審	夏新漏れがないように、複数の職員 に一時保管されている。この一時 客査等を行わないよう履歴管理を行			
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずい	つまでも存在する	リスク					
消去	手順	[	定めている	]	<選択肢> 1)定めている	2) 定めていない			
	手順の内容	1 間 2 3 4 合 くデルタの が が か が か が か が か が か か が か か か か か か	がない)。 「イスク等の場合は、 「スク等の場合は、内容が 「は媒体については 「者の承認を得て行	、内容の復 判読できな 、定期的に う手順を定 計置> :う、クラウト	元ができないよう物理的な破いよう焼却又は裁断によって、内部のチェックを行い不要なめている。				
その他	也の措置の内容	-							
リスク	への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である			
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるその	他のリスク及びそ	のリスクに対	対する措置				
_									